

平成26年度 若狭町社会福祉協議会事業計画

《基本理念》

◇若狭町社会福祉協議会地域福祉活動計画

「みんなで支える幸せプラン」(平成23年度～27年度)基本理念

みんなが支え合い、

すべての人が幸せを感じられる

心地よい^{まち}地域づくり

《基本方針》

一人ひとりでは不可能なことでも、住民が同じ思いのもと協働し、行動することで、新たな地域福祉活動が生まれ、薄れつつある地域のつながりを再び復活させることができると私たちは考えています。

若狭町社協では、地域福祉の担い手として、常に努力と挑戦を続け、地域福祉活動の推進に向けて妥協することなく前進していきます。

《4つの活動目標と4つの経営目標》

◇活動目標(若狭町社会福祉協議会地域福祉活動計画『みんなで支える幸せプラン』より)

1. 確かでわかりやすい情報を伝える
2. 助け合い共生しあう地域を育てる
3. みんなの思い、やさしさをつなぐ
4. 充実した生活を支える

◇経営目標

1. 住民同士がともに支え合う地域づくり
2. 福祉拠点の充実と福祉人材の育成
3. 多様な福祉ニーズに対する高齢者、障がい者、子育ての支援
4. 社協運営体制の強化

法人本部運営事業計画

1. 組織運営体制の強化

- | | | |
|-----------|------|------------------|
| 1) 役員会の開催 | 理事会 | 1 2回/年 (毎月第4水曜日) |
| | 評議員会 | 3回/年 |
| | 監事会 | 2回/年 |

2) 委員会等の設置

ボランティアセンター運営委員会、心配ごと相談所運営委員会、生活福祉資金調査委員会、苦情解決第三者委員会、五湖の郷入所判定委員会、総務委員会、事業委員会、五湖の郷運営協議会（運営推進会議）、小規模多機能ホームほたる熊川宿運営推進会議、小規模多機能ホームみさき運営推進会議、葬祭事業検討委員会、生きいきふれあい館運営委員会

3) 正副会長会の定例開催（毎月第3月曜日）

4) 事業所会議の開催

事業所担当理事の設置

事業所会議の月例開催

5) 法人本部会議の定例開催（毎月11日）

2. 安定した事業展開をはかるための財源確保

1) 社協会員（一般会費・特別会費）の拡大（社協への理解・加入促進）

2) 積立金事業の拡充

福祉基金積立

修繕積立

設備整備積立

3. 障害者雇用の促進

4. 地域福祉を担える職員の育成

1) 人事評価制度の充実

2) 介護労働者の安定的確保

3) メンタルヘルスの推進

4) 職員研修の充実

5. 広域的福祉ネットワークづくり

若狭地区社協（4町）の連携

企画管理事業計画

第2次地域福祉活動計画に基づき「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の推進を図るために、多様な福祉ニーズを的確に把握し、社会福祉を目的とする事業の企画、調整、普及、宣伝を実行します。

1. 第2次地域福祉活動計画の取組み
 - ・社協発展強化計画の推進
 - ・進捗状況および課題の検証

2. 施設業務の運営検討
 - ・ニーズに沿った生活支援ハウスの運営
 - ・快適なリラクゼーション施設の運営
 - ・小規模多機能居宅介護事業に関する住民ニーズ調査と検証
 - ・設備機器等の日常点検実施

3. 苦情解決事業
 - ・住民の適正な福祉サービス利用支援
 - ・第三者委員の研修

4. 災害時および火災等を想定した訓練の取組み
 - ・「災害時における社協ネットワークによる相互支援協定」に基づく実地訓練
 - ・大規模災害時の対応ハンドブックの作成〈職員用〉
 - ・避難訓練や防火設備点検の実施

5. 新規事業
 - ・空き家の福祉的利活用
 - *小規模多機能ホーム（三方地域）開所準備
 - *障がい者の働く場所確保
 - ・多様な福祉ニーズに対応するための支援内容検討

生活支援ハウス事業計画

◇ サービス提供についての運営方針

- ・ 入居対象者やその家族の要望事項が増え、個別対応が必要となり、可能な限り一人ひとりに即応したサービスが提供できるよう努めます。
- ・ 入居者の変化しやすい心身状況にあわせて、適切なサービスの提供に努め、退居後もスムーズに在宅生活が継続出来る様支援していきます。
- ・ 月1回の行事を通じて季節感が味わえ、他の入居者との交流、心身機能の維持・向上を図る等、サービスの充実に努めます。
- ・ 入居対象者の範囲や長期入居希望者への対応などについて検討します。
- ・ 居宅介護支援事業所との連携を図ります。

◇ 利用計画

- ・ 入居者 4月～11月 9名/月
 12月～ 3月 11名/月

リラクゼーション施設事業計画

◇ サービス提供についての運営方針

- ・ 施設の特性をチラシ等でPRし、住民等への周知を図り集客に努めます。
- ・ マッサージをとおして施設の有効利用をすすめます。
- ・ 利用者のニーズに沿った運営を実施し、スペースの有効活用をすすめ、利用者の健康増進が図れるよう努めます。
- ・ 年末の営業について、町の方向性を確認し検討していきます。

◇ 利用計画

- ・ お風呂
 利用者 20名/日 以上
- ・ 理美容
 利用者 10名/日 以上
- ・ マッサージ
 利用者 2名/日 以上

食事サービス事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・食の自立支援事業、まごころ給食サービス、デイサービス事業、特養事業、障がい者の各種事業、グループホーム事業、生活支援ハウス、小規模多機能ホームみさき等の利用者の健康状態を把握し、栄養バランスの取れた食事を提供します。
- ・介護予防施策の一環として、ひとり暮らし高齢者等の居宅に定期的に訪問するとともに、安否確認を行なうことで孤独感の解消を図ります。
- ・衛生管理に十分配慮し、調理したものはおいしく安全に提供できるよう努めます。ノロウイルス対策を考慮しスタッフの衛生検査など今まで以上に強化します。
- ・治療食やさまざまな形態食など、利用者のニーズに沿った個別対応の充実を図ります。
- ・新しい調理法を活かした食事も合わせて提供します。
- ・飲食店営業申請を行ない、地域福祉事業のお弁当サービスに取り組みます。
- ・配食ボランティア活動の呼びかけを行ない、ボランティアの協力のもと地域との連携を深め運営を円滑にします。

◇利用計画

| | |
|---------------|---------|
| ・食の自立支援事業 | 480食 |
| ・まごころ給食サービス | 4,200食 |
| ・生活支援ハウス | 7,907食 |
| ・デイパレア | 7,728食 |
| ・デイいずみ | 7,780食 |
| ・デイ五湖の郷 | 3,912食 |
| ・障がいデイサービス | 4,150食 |
| ・障がいショートステイ | 280食 |
| ・高齢者ショートステイ | 5,556食 |
| ・ケアホーム | 5,150食 |
| ・介護老人福祉施設（特養） | 27,624食 |
| ・グループホーム | 9,462食 |
| ・小規模多機能ホームみさき | 2,208食 |
| ・生きいきふれあい館 | 29食 |
| ・行事食等 | 360食 |
| ・職員食 | 1,800食 |

居宅介護支援事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、利用者とその家族への面接、アセスメント（課題分析）を行ない、ケアプラン作成につなげ、利用者の生活維持、質の向上、介護者の負担軽減を援助します。
- ・サービス事業者、関係機関等と連携を密にし、情報の共有を図ると共に、担当者会議において必要な情報を収集し、総合的な援助の方針や個々のニーズの目標が達成されているか、新たなニーズの発生はないか等の確認を行ないます。
- ・介護保険に関する相談窓口となり、相談者のニーズに合った総合的な支援を提案します。
- ・利用者のニーズ充足の為、不足している社会資源については、新しい社会資源として活用できる様、行政や関係機関への働きかけを行います。
- ・入院期間の短縮により、医療ニーズが高く重度の介護を必要とされる方の在宅介護が増えているため、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、サービス事業者、地域、行政、医療機関等との連携、調整に努めます。
- ・生活支援ハウス事業との連携を図ります。
- ・各種書類申請の代行や、介護保険施設等の紹介を随時行ないます。
- ・苦情を受け付けた時には迅速に対応します。

◇資質の向上

- ・介護支援専門員の質の向上を図る為、積極的な研修会への参加に努めます。
- ・医療ニーズが高い利用者や経済問題を抱える利用者など、複雑な課題を持つ事例についてはケース検討会議を設け、他ケアマネジャーの意見、アドバイスを受けます。また、必要時には包括支援センターとの連携を図ります。

◇利用計画

- ・ 1か月あたり 要介護者 149件

小規模多機能ホームほたる熊川宿事業計画

◇ サービス提供についての運営方針

- ・介護が必要になっても一人ひとりの「思い」「願い」「生活のリズム」を大切に支援していきます。

◎ ○○さんらしさを大切にするため、個別ケアの質の向上を図ります。

- ・家族の介護に対する不安に柔軟に対応し、24時間・365日の「暮らし」を住み慣れた地域の中で継続的に支援していきます。

◎ 緊急時には3つのサービス+地域力で対応できるように、介護技術の向上と地域の人とのパイプ役になれるように努めます。

- ・「通い」で顔なじみになった職員が「訪問」や「宿泊」の際にも対応し、環境の変化に敏感なお年寄り（特に認知症）の不安や家族の介護への不安を和らげるように支援していきます。

◎ ご本人やご家族の些細な変化に気付き、枠にはまらない柔軟な対応が出来るよう見る目・聴く力・行動する力を発揮できるよう努めます。

- ・地域での暮らしは、地域の皆さんの支え合いなしには成り立ちません。地域のみなさんと情報交換や情報共有を行い、地域の声を運営に活かして住民の皆さんと一緒に支え合える事業所を目指します。

◎ 熊川地区行事への参加や地域の人との交流を深めます。

ボランティアや地域の人が集える場所づくりに努めます。

◇ サービス提供地域

若狭町熊川地区

◇ 利用計画（登録定員 18名）

26年度登録計画 15名

| 要介護度 | 登録者 |
|------|-----|
| 要支援1 | 0 |
| 要支援2 | 2 |
| 要介護1 | 8 |
| 要介護2 | 2 |
| 要介護3 | 3 |
| 要介護4 | 0 |
| 要介護5 | 0 |

地域福祉事業計画

第2次地域福祉活動計画に基づき、住民主体の福祉活動を充実させるための仕組みづくりや交流の機会づくり、地域の福祉力を高めるための研修会を事業の柱として、ボランティアの育成やコーディネート、共同募金助成金を財源とした事業、住民主体の活動だけでは解決できないニーズへの支援などに取り組みます。

1. 小地域福祉活動推進事業

(1) 小地域福祉活動推進セミナーの開催

区長をはじめ、区の運営に携わる役員を中心とした研修会を開催し、福祉に関する理解や福祉を切り口とした集落づくりなどをテーマに、全国の先進事例を紹介することで、集落運営の中心となる役員の意識改革をおこない、小地域福祉活動を推進します。

(2) 小地域福祉活動推進モデル集落の設置

共同募金の助成金、会費、地域ぐるみ福祉教育推進事業予算を利用して、3年間指定で小地域福祉活動を実践していただく集落の設置、支援を行います。

- ・平成24年度指定3集落（向笠区、横渡区、グリーンハイツ区）
平成25年度指定1集落（気山区）
※上記4集落については、継続的な支援を行います。
- ・平成26年度新規指定3集落予定

(3) 小地域福祉活動連絡会の開催

モデル集落を中心とした小地域福祉活動に取り組む集落を対象に、情報交換や課題共有の場として連絡会を開催します。

(4) 集落懇談会の開催

小地域福祉活動の魅力と重要性について、必要に応じて集落ごとに説明する懇談会を実施します。

(5) 小地域福祉活動への支援

集落を単位とする小地域福祉活動がより発展的に活動できるよう、地区単位の組織づくりや活動への支援を行います。また必要に応じてモデル集落以外の集落で取り組む福祉活動への支援を行います。

2. 福祉委員活動推進事業

各集落に1名以上の福祉委員を配置し、地域福祉を推進します。

行政と連携して、地区地域づくり協議会福祉部会を中心とした自発的な地区単位の福祉関係委員の連携促進、組織・活動づくりを推進します。

(1) 地区別 福祉懇談会の開催

地区別に福祉委員、民生委員児童委員、老人家庭相談員の懇談会を開催することで、地区地域づくり協議会福祉部会の活動の推進や福祉関

係者の連携を図ります。また、活動に必要な知識や事例等の研修会や、自発的な活動が困難な地区では、地区別懇談会にて地区単位の組織・活動づくりを推進します。

併せて小規模多機能事業の推進も行います。

3. ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動を推進するために、啓発活動や、登録斡旋業務を実施すると共に、ボランティアの総合的な窓口として利用していただけるよう、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

(1) ボランティアの日イベント開催

9月最終日曜日に設定した「ボランティアの日」を周知すると共に、ボランティア意識の啓発を図ります。

(2) ボランティア登録、更新、斡旋業務の充実

- ・ ボランティア活動保険の加入推進
- ・ 登録者へのメールでの情報発信
- ・ 定期的なボランティアニーズ調査の実施
- ・ 住民・各関係機関へのセンターのPR
- ・ ボランティア情報誌の発行

(3) 福祉教育の推進

- ・ 学童、生徒のボランティア活動の普及推進
- ・ 福祉教育への支援と対応

(4) ボランティア出前講座の開催

(5) ボランティアグループ視察交流の受入、新たな発掘、組織化への支援

(6) 家屋補修支援事業

(7) 各ボランティア活動の支援

(8) 地域で支える送迎サービス事業

支え合いボランティアによる送迎支援を推進していくため特に地区組織の利用促進による福祉車両貸出の推進を行います。

(9) 災害ボランティア

今後、災害が起きたときに迅速かつスムーズな対応・支援ができるように、行政・各種関係団体・社協の日常的な協力体制構築を図ります。

- ・ 災害ボランティアセンター連絡会の立ち上げ
- ・ 災害ボランティア養成講座の実施
- ・ 備品整備

4. 共同募金助成金事業

障がい者や高齢者への支援事業をはじめ、様々な地域福祉事業へ共同募金助成金を活用します。また、助成金事業の内容を見直しながら、より一層の透明化を図ります。

- (1) 共同募金一般募金助成金事業
 - ・ 小地域福祉活動の基盤づくり（モデル集落への助成）
 - ・ 小地域福祉活動啓発活動（セミナーの開催）
 - ・ 地域を良くするプロジェクト（福祉団体等への活動助成）
 - ・ 若者出会い促進事業（男女交流イベントの企画・開催）
 - ・ アートでハート展
 - ・ 社協だよりの発行
 - ・ まごころ給食事業
 - ・ 地域福祉調査活動
 - ・ きらりアート展
- (2) 歳末たすけあい助成金事業
 - ・ ひとり暮らし高齢者交流会事業
 - ・ ひとり暮らし高齢者生花贈呈事業
 - ・ 介護者リフレッシュ事業
 - ・ 障がい者交流会（ふれあいの集い）
 - ・ 障がい児クリスマス会
 - ・ 歳末たすけあい配食事業

5. 福祉総合相談事業

(1) 心配ごと相談所の効果的活用

毎月第2・4火曜日に心配ごと相談所を開設し様々な相談に応じます。相談員の情報共有や資質向上を目的に連絡会、研修会を開催します。

(2) 無料法律相談の開催、効果的活用

弁護士による法律相談を月1回実施し、法律に関する様々な相談に応じます。

(3) 各種相談事業の年間開設日の周知

全戸配布を利用して町内の各種相談事業の年間開催日を周知します。

6. 外出支援サービス事業

公共交通機関の利用が極めて困難な高齢者や障がい者の通院等の送迎を実施します。

- ・ 外出支援サービス利用者、希望者のニーズに合わせ、利用しやすいサービスとなるよう運営します。

7. 福祉バス運営事業

上中地域巡回型のサロンバスを運営します。

8. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者など判断能力の不十分な方を対象に、福祉サービスの利用や日常生活に関する手続き、日常生活に必要なお金の管理など

を支援します。

9. 金銭等管理事業

若狭町社会福祉協議会が実施する介護サービス等の利用者のうち、家庭の事情等により金銭等の管理が困難な方の少額の現金および自宅玄関出入り口等のカギを管理することで利用者の生活を支援します。

10. 地域サロン事業

(1) ふれあいサロン推進事業

ふれあいサロンを実施する際のレクリエーション用具貸し出しや、職員の派遣、サロン外出時の送迎支援を行います。また、ふれあいサロン未実施の集落への推進を行います。

11. 介護予防・生活支援事業

(1) 介護用品無料貸出事業

(2) 介護用品あっせん事業

(3) 福祉制度や介護サービスに関する情報提供

12. ふくしの資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付制度

(2) 臨時特例つなぎ資金貸付制度

(3) たすけあい金庫

13. 食の自立支援事業

実子の無いひとり暮らし高齢者へ週1回の配食サービスを実施します。

14. まごころ給食サービス事業

食の自立支援事業では対応ができない方への配食サービスを実施します。

生きいきふれあい館事業計画

◇ サービス提供についての運営方針

- ・ 介護予防拠点施設として、高齢者の要介護状態の防止と自立生活の確保を目指しその一助としての役割を果たすよう多くの利用者が施設を利用できるよう促します。
- ・ 隣接する地域福祉センターを窓口にしていることから、ニーズには迅速に対応し利用者の満足度向上に努めます。
- ・ 公共性の高い施設であることを運営者、利用者が相互認識をし、施設の美化、整理整頓に努めます。
- ・ 利用の多い特に冬期の利用予約については、出来る限り多くの団体が利用出来るよう調整を図り団体にも啓発を促します。
- ・ 運営委員会において課題提起し、解決出来るよう努めます。

◇ 利用計画

- ・ 利用団体 60団体／月
- ・ 利用者 900人／月

葬祭事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・故人様の安らかな旅立ちを願い、ご遺族の方に穏やかな追想のときをお過ごしただけますよう、心をこめてお見送りのお手伝いをさせていただきます。
- ・施設見学の受入や施設周辺清掃ボランティアを積極的に受け入れ、地域に根ざした施設運営に努めます。
- ・火葬業務と霊柩車運転業務を実施することで、遺族が斎場利用申請時においてスムーズな予約が可能となり、斎場、霊柩車運転手、送迎バス運転手が連携を図りながらサービスの向上に努めます。
- ・葬祭事業検討委員会において、家庭の事情や経済的理由により葬儀を出せない方の葬儀実現に向けた、小規模で安価な葬儀（簡易葬）等について検討します。

訪問介護事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・利用者の生きがいを引き出し、常に愛情と熱意をもって利用者の立場に立ったサービスを心がけます。
- ・資格の必要性を重視し自己研鑽に努め、知識や技術を磨きます。
- ・ミーティングやケース検討会を開くことでスタッフ間の連携を密にし、記録を残すことで、今後に役立てます。
- ・利用者の状況に応じた訪問介護計画書の作成や見直し、また、各マニュアルの見直し、新規作成を行ないます。

【事業立て直し計画】

- ・利用者のニーズが集中する時間帯（朝・夕）の訪問活動を充実させます。また利用者のニーズが少ない時間帯（日中）に訪問入浴事業と職員兼務体制を実施して人件費削減に努めます。
- ・利用者の細かいニーズに対応が出来るように勤務体制を見直します。

◇サービス提供地域

- ・若狭町

◇利用計画

| 活 動 内 容 | 延べ訪問回数 |
|--------------------------|---------|
| 介護予防Ⅰ 4人× 4回×12か月 | 192回 |
| 介護予防Ⅱ 3人× 8回×12か月 | 192回 |
| 介護予防Ⅲ 3人×12回×12か月 | 432回 |
| 身体介護（20分以上30分未満） | 3, 170回 |
| 身体介護（20分以上30分未満）夜朝 | 840回 |
| 身体介護（20分以上30分未満）2人 | 85回 |
| 身体介護（20分以上30分未満）+生活30分 | 390回 |
| 身体介護（20分以上30分未満）+生活30分夜朝 | 120回 |
| 身体介護（20分以上30分未満）+生活60分 | 510回 |
| 身体介護（30分以上1時間未満） | 270回 |
| 身体介護（30分以上1時間未満）夜朝 | 10回 |
| 身体介護（30分以上1時間未満）×2人 | 70回 |
| 身体介護（30分以上1時間未満）+生活60分 | 160回 |
| 生活援助（20分以上45分未満） | 340回 |
| 生活援助（45分以上） | 1, 140回 |
| 緊急時加算 | 24回 |
| 初回加算 | 12回 |
| 合 計 | 7, 957回 |

障がい者自立支援事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・障がいのある方が自立した日常生活や社会参加を行なうことができるよう、利用者の意思や人格を尊重し、適切な介護を行ないます。
- ・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら総合的なサービスに努めます。
- ・利用者に応じた介護計画の作成、モニタリングの実施により、障がい者の社会参加・社会復帰をめざし、生きがいのある生活が出来るよう、サービスを提供します。
- ・養成講座や研修等に参加し、常に新しい知識を取り入れ、訪問介護員のスキルアップに努めます。
 - * 自助具・福祉用具の知識を取り入れ、利用者の相談に応じます。
 - * 医療的な知識を取り入れ、利用者の重度化にも対応できるような知識を身につけます。
- ・ミーティング等を開催し、利用者の生活の維持・向上を援助します。

【事業立て直し計画】

- ・新たなニーズを発掘する為に、特定相談及び障害児相談支援事業との連携を強化します。

◇サービス提供種別

- ・身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者

◇利用計画

| 活 動 内 容 | 延べ訪問回数 |
|------------|---------|
| 身体介護 30分 | 1, 810回 |
| 身体介護 90分 | 210回 |
| 家事援助 30分 | 290回 |
| 家事援助 60分 | 210回 |
| 家事援助 90分 | 100回 |
| 家事援助 2時間以上 | 100回 |
| 通院介助 2時間以上 | 10回 |
| 合 計 | 2, 730回 |

訪問入浴介護事業計画

◇サービスについての運営方針

- ・利用者の心身の状況、希望及びおかれている環境を踏まえ、居宅における移動浴槽での入浴の援助を行なうことにより、安全で快適なサービスを提供出来るように努めます。
- ・懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行ないます。
- ・医療・介護技術の進歩に応じ、積極的に研修に参加する事により、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なうように努めます。
- ・サービス提供に用いる入浴車輛、浴槽設備、器具その他用品の使用に際しては、安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具、その他の用品については、サービス提供ごとに消毒した物を使用します。
- ・サービス提供の質の向上のために、本人、家族の意向を考慮した上で計画書を作成し、定期的に評価アセスメントを行ないます。
- ・各医療機関やその他のサービス事業所と連携をとりながら、安全で安心して入浴サービスを受けられるように努めます。

◇サービス提供地域

若狭町

◇利用計画

- ・ 75件／月平均
- ・ 900回／年

| 要介護度 | 実利用者 |
|------|------|
| 要支援1 | 0 |
| 要支援2 | 0 |
| 要介護1 | 0 |
| 要介護2 | 0 |
| 要介護3 | 1 |
| 要介護4 | 4 |
| 要介護5 | 15 |

訪問看護事業計画

◇ サービス提供についての運営方針

- ・在宅療養を行っている、要介護者・重度障害者・難病療養者・ターミナル療養者等の生活の質を確保し、病状に応じた適切な看護・リハビリテーションを提供します。
また、在宅で最期を看取る事ができるよう医療機関・他の訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、ケアマネジャーと連携し24時間サービスを受ける事ができるようなシステム作りに努めます。
- ・医療ニーズの高い療養者や医療機器装着中の療養者の増加により、生命に関わるリスクが非常に高いため、ダブルチェックやインシデントレポートの記録、分析を行い事故防止に努め、医療事故のない安全な看護・リハビリテーションが提供できるように努めます。
- ・各医療機関・地域連携室との連携を密にする事で情報を共有し、入退院時の受け入れやサービスを迅速に実施します。
- ・市町村が実施する保健福祉サービス及び健康福祉センターとの連携を強化し、総合的な在宅療養を推進します。
- ・研修に積極的に参加し専門職として、新しい知識、医療、看護技術を習得できるよう自己研鑽します。
病院等からの研修や看護学生の実習を受ける事で、病院等の看護師に在宅医療に関する知識を習得して頂きます。また、互いの看護の動向や専門性を理解する事で訪問看護の推進や訪問看護師の資質向上を図ります。
- ・情報開示の標準化により、サービス改善への取り組みを実施し、サービスの質の向上を図ります。
- ・災害時に備えた対応について検討していきます。

◇ サービス提供地域

- ・若狭町、美浜町

◇ 利用計画

介護保険

| | 介護予防者 延べ訪問回数 | 要介護者 延べ訪問回数 |
|------------|-----------------|----------------|
| 30分未満 | 60回 | 420回 |
| 30～60分未満 | 60回 | 1,500回 |
| 60～90分未満 | 0回 | 360回 |
| 40～60分(リハ) | 120回 | 1,260回 |

医療保険

| | 延べ訪問回数 |
|------|--------|
| 正看3日 | 720回 |
| 正看4日 | 84回 |
| 複数2回 | 240回 |
| 理学 | 144回 |

「五湖の郷」介護予防拠点施設事業計画

◇ サービス提供についての運営方針

五湖の郷は若狭町の「地域福祉推進拠点施設」であり、若狭町の地域福祉を推進するために欠かせない拠点のひとつです。

五湖の郷事業所の理念を掲げ、介護予防拠点の推進に努めて、高齢者等が住み慣れた地域での生活が継続できるような環境づくり、また福祉が身近な存在となるような拠点の整備をめざします。

■ 五湖の郷 理念

「ともに生き ともに暮らし ともに働く！」
～ 明るく！ 笑顔で！ 元気よく！ ～

【地域交流（世代間交流）の推進】

互いを尊重し合い、支えあっていくためには、年代や障がいを超えた交流を図る事が大切です。五湖の郷では、地域に開かれた行事を計画し、子供から高齢者、そして障がい者など多くの地域住民の方々が気軽に参加できる交流事業を推進します。

【福祉学習の推進】

福祉教育を学んでいる小学生・園児は、未来の地域の宝であるとともに、貴重な担い手でもあります。五湖の郷では、小学生・児童とのさまざまな交流活動を通して、福祉活動の輪を広げるとともに、ボランティアが身近な活動となるように学校・保育園と連携します。

通所介護事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・必要な日常生活上の援助・余暇活動を通じて日常生活動作を維持していきけるよう心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいた質の高いサービス提供を目指します。
- ・医療、福祉サービスとの連携を深め、一人ひとりのサービス向上を目指します。
- ・要介護者の心身の特性を踏まえ、可能な限り、在宅での生活が維持継続できるよう支援します。
- ・事業所間の連携を深め、情報交換を密にして、それぞれが特色あるセンターづくりを目指します。

＜デイサービスセンターパレア若狭＞

- 目標① 『在宅生活に繋がる環境づくり』
- 目標② 『信頼関係の構築』
- 目標③ 『安全・快適なサービス提供』

- ・利用者の希望・要望に沿ったサービスを提供し、利用者がハリのある在宅生活を継続できる環境づくりに努めます。
- ・職員間での情報交換の場を作り、チーム内の信頼を高め利用者、ご家族とのコミュニケーションを図り、より良いサービスが提供できるよう努めます。
- ・利用者を取り巻く環境(送迎・入浴等)に十分配慮し、安心してサービスを利用していただけるよう努めます。

◇利用計画（定員…35名 提供時間…5～7時間）

（介護予防）

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|-------|
| 要支援1 | 7 | 384 |
| 要支援2 | 16 | 1,344 |
| 合計 | 23 | 1,728 |

（介護）

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|-------|
| 要介護1 | 14 | 1,200 |
| 要介護2 | 25 | 2,100 |
| 要介護3 | 16 | 1,600 |
| 要介護4 | 10 | 750 |
| 要介護5 | 4 | 350 |
| 合計 | 69 | 6,000 |

<デイサービスセンターいずみ>

目標① 『地域に密着した、地域性にあつたデイサービス作り』

目標② 『利用者、ご家族の思いに寄り添いながら在宅生活が維持できるサービス作り』

目標③ 『利用人数に合わせたおもてなし介護作り』

- ・地域食材を使用し料理作りなどレクリエーション活動に力を入れ地域に溶け込んでいけるサービス作りに努めます。
- ・利用者の思い、ご家族の思いを尊重し、在宅生活が継続できるようより良い信頼関係を築き上げていけるよう努めます。
- ・利用人数に合ったサービス（入浴、食事、レクリエーション）を行い、利用者の満足を高め暖かな介護、おもてなしができるよう努めます。

◇利用計画（定員…35名 提供時間…7～9時間）

（介護予防）3月～10月

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|------|
| 要支援1 | 1 | 40 |
| 要支援2 | 10 | 640 |
| 合計 | 11 | 680 |

（介護）3月～10月

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|-------|
| 要介護1 | 4 | 500 |
| 要介護2 | 15 | 1,900 |
| 要介護3 | 11 | 1,308 |
| 要介護4 | 8 | 924 |
| 要介護5 | 3 | 200 |
| 合計 | 41 | 4,832 |

◇利用計画（定員…35名 提供時間…5～7時間）

（介護予防）11月～2月

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|------|
| 要支援1 | 1 | 20 |
| 要支援2 | 10 | 320 |
| 合計 | 11 | 340 |

（介護）11月～2月

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|-------|
| 要介護1 | 4 | 226 |
| 要介護2 | 15 | 690 |
| 要介護3 | 11 | 672 |
| 要介護4 | 8 | 226 |
| 要介護5 | 3 | 114 |
| 合計 | 50 | 1,928 |

<デイサービスセンター五湖の郷>

目標① 『個々のニーズ対応したサービス提供』

目標② 『自然と笑顔があふれるデイサービス』

目標③ 『信頼できる関係づくり』

- ・在宅生活を継続していける様個々のニーズを十分理解・把握し、満足度の向上を目指します。
- ・地域（近隣の保育園や小学校等）との交流やさまざまなプログラムの中で、利用者・職員ともに笑顔で毎日を過ごせるサービス提供に努めます。
- ・利用者やご家族・各関係機関と信頼関係をさらに築いていく為にコミュニケーションや密な情報交換を図ります。

◇利用計画（定員…20名 提供時間…5～7時間）

（介護予防）

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|------|
| 要支援1 | 3 | 192 |
| 要支援2 | 4 | 288 |
| 合計 | 7 | 480 |

（介護）

| 要介護度 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|-------|
| 要介護1 | 2 | 204 |
| 要介護2 | 14 | 1,188 |
| 要介護3 | 13 | 1,164 |
| 要介護4 | 7 | 696 |
| 要介護5 | 3 | 180 |
| 合計 | 39 | 3,432 |

特別養護老人ホーム 五湖の郷 事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・五湖の郷の基本理念である『ともに生き ともに暮らし ともに働く!』を念頭に、ユニットケアの特徴を活かし、入居者と職員が家族のように過ごせる関係作りに努めます。
- ・寝たきりの方や重度の認知症の方であっても、残存機能維持・向上に努め、入居者が入院をせずに済むよう体調管理に努めます。
- ・各ユニットごとに目標を持ちサービス提供に努めます。
- ・地域密着型の利点を生かし、地域の方との交流やご家族との密な関係作りに努めます。
- ・町、嘱託医、協力病院、地域の保健、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

| 要介護度 | 実利用者 |
|------|------|
| 要介護1 | 0 |
| 要介護2 | 0 |
| 要介護3 | 8 |
| 要介護4 | 8 |
| 要介護5 | 13 |

高齢者ショートステイ事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・利用者一人ひとりの個性、自宅での生活習慣、生活暦を充分知り、家庭の延長線上としての「自分らしい生活」が継続できるよう支援していきます。
- ・ご利用中には笑顔で過ごしていただけるよう、また何でも相談していただける関係作りに努めます。
- ・利用者や家族等の、身体的、精神的負担の軽減を図ると共に、利用者の心身機能の維持を図るため、参加したくなるプログラムの立案・実施に努めます。
- ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めると共に、予防分野に関しても適切な運営を図ります。
- ・前年度に受けた浸水被害により約4か月間の修繕工事が入るため、その間の進行状況等の情報提供を密にし、再開時には直ぐに受け入れサービス提供が実施できるよう努めます。

◇サービス提供地域

- ・若狭町、小浜市、美浜町

◇利用計画（定員…10名）

（介護予防）

| 要介護度 | 延利用日 |
|------|------|
| 要支援1 | 0 |
| 要支援2 | 10 |
| 合 計 | 10 |

（介護）

| 要介護度 | 延利用日 |
|------|-------|
| 要介護1 | 100 |
| 要介護2 | 264 |
| 要介護3 | 800 |
| 要介護4 | 609 |
| 要介護5 | 275 |
| 合 計 | 2,048 |

生活介護事業計画（障がいデイサービス）

◇サービス提供についての運営方針

◎心のビートを仲間と響かそう！ ～障がい者同士が繋がりあう生活空間～

- ・個々のニーズに応じたオリジナリティある活動を行いながら、安心して利用できる環境を作り満足度の向上を目指します。
- ・児童から年輩の障がいのある方同士が一つの空間の中で活動を共にすることで、お互いの存在が一番の理解者となり、ピアサポートが実践できるような環境作りを目指します。
- ・関係機関との連携を図り、障がい者の方が地域に貢献していく姿勢を大事にし、生きがいのある生活ができるように支援します。

<障がい者デイサービスセンター>

- ・利用者の現状を把握した上で、個別支援計画を作成し実現できるようレクリエーションや生産活動（軽作業）等の充実に努めます。
- ・利用者の能力の維持、向上を目指した支援ならびに、新たな能力を引き出すことができる環境を整えます。
- ・利用者同士の存在から互いに仲間として結びつき、支え合って生活できる環境作りを目指します。

目標①『個別支援内容の充実』

目標②『利用者の能力の育成』

目標③『利用者同士の繋がりを強める』

◇サービス提供地域

- ・若狭町、美浜町、小浜市、その他

◇利用計画（定員…20名/日）

| 障害区分 | 実利用者 | 延利用者 |
|------|------|-------|
| 区分2 | 4 | 800 |
| 区分3 | 10 | 1,800 |
| 区分4 | 6 | 900 |
| 区分5 | 2 | 40 |
| 区分6 | 3 | 360 |
| 合計 | 25 | 3,900 |

(50歳以上の場合、区分2でも利用可)

※「ピアサポート」とは … 同じような立場の人によるサポートのこと。

<日中一時支援事業>

- ・特別支援の学校や学級の児童を対象に、利用者のご家族の不在時、またはご家族の方の精神的及び体力的な負担を軽減するため、放課後デイ及び長期休暇スクールを実施します。
- ・家庭や学校とは異なる生活環境の中でも、利用者にとって居心地のよい時間を過ごせるように努めます。
- ・利用者の成長や発達に寄り添った支援を行なうことで、人格や生活力を育ていけるように努めます。

◇サービス提供地域

- ・若狭町、美浜町、小浜市

◇利用計画

- ・利用者 ①一般 : 延 30名/年

生活介護の対象外の区分1～2の方で、冠婚葬祭等で一時的に利用したい場合や働くことが困難な方、就労している方の休息等で、一日をゆったり過ごして頂くための場として利用して頂きます。また、作業時間も設定し、毎日の生活リズムを整えられるよう努めます。

- ②放課後デイ : 延 520名/年

特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒を対象として、長期休暇を除く、月曜～金曜日の夕方に送迎等を実施して、家族が自宅に帰るまでの間等の一時支援が必要な時に事業所を利用して頂きます。

- ③長期休暇スクール : 延 200名/年

特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒を対象とし、長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）の期間中に日中の活動として利用して頂きます。

共同生活介護事業計画（ケアホーム）

◇サービス提供についての運営方針

- ・「笑顔の絶えないケアホーム」をモットーに、自宅での生活に近い環境づくりを行ない、職員間の連携を密にとって、利用者の方が自分らしく安心して暮らせる場所の提供を目指します。
- ・五湖の郷の特色を生かし、グループホームと連携して年齢や障がいの程度を超え、お互いに役割を持ちながら家庭的な雰囲気作りに努めます。
- ・入居家族と地域や行政との連携を取りながら、関係市町や他の障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス提供者等との密接な関係作りに努めます。

<ケアホーム>

- ・夜間や休日に共同で自立した日常生活又は社会生活を営むための支援や援助を行ない、日常生活のルールやマナーを習得し、余暇を楽しめるようにします。

◇サービス提供地域

- ・若狭町他

◇利用計画（定員…7名）

| 障害程度区分 | 実利用者 | 障害程度区分 | 実利用者 |
|--------|------|--------|------|
| 区分1 | 0 | 区分4 | 2 |
| 区分2 | 4 | 区分5 | 0 |
| 区分3 | 1 | 区分6 | 0 |

<ショートステイ>

- ・障がいのある方を介護している家族が、社会的又は私的な理由により在宅での介護が一時的に困難になった場合、短期の間、入浴や食事等の日常生活に必要なサービスを利用し、本人や家族の負担を軽減できるようにします。
- ・利用される方の年齢に応じ、社会的な経験や交友の場の拡張に繋がるように努めます。

◇サービス提供地域

- ・若狭町、美浜町、小浜市

◇利用計画（定員…2名/日）

- * 障がい児：142日/年
- * 障がい者：100日/年

認知症対応型グループホーム 五湖の郷 事業計画

◇サービス提供についての運営方針

- ・ご本人の意思やニーズを明確にし、『自分らしさ』を保てるようにお手伝いします。
- ・五湖の郷の特色を生かし、ケアホームと連携して年齢や障がいの程度を超え、お互いに役割を持ちながら家庭的な雰囲気作りに努めます。
- ・行事や活動を通し、地域住民や近隣の保育園や小学校と交流を持ち、地域との関わりの中で役割を持ち、いきいきとした生活作りに繋がります。
- ・町、協力病院、地域の保健、医療、福祉各種サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

◇サービス提供地域

- ・若狭町

◇利用計画（定員…9名）

| 要介護度 | 実利用者 |
|------|------|
| 要支援2 | 0 |
| 要介護1 | 1 |
| 要介護2 | 1 |
| 要介護3 | 2 |
| 要介護4 | 5 |
| 要介護5 | 0 |

特定相談及び障害児相談支援事業計画（障がい者・児相談支援）

◇サービス提供についての運営方針

◎ 相談支援の充実に向けて

- ・ 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正（H24.4.1）により、相談支援の充実を図るため、事業が再編されましたが、この内のサービス等利用計画の作成等を担う「特定相談支援事業」、障がい児の通所支援利用計画作成等を担う「障害児相談支援事業」を実施し、地域で生活する障がい者・児の人格を尊重しながら、障がい者・児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮します。
- ・ 障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援等を申請した障がい者・児に対して、自立した生活を支えていけるように、個々の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、利用者等が納得できるような計画作りに努め、できる限りきめ細かな支援を行ないます。
- ・ 定期的に利用者宅へ訪問してモニタリングを行ない、総合的な援助の方針がなされているか、個々のニーズの目標が達成されているか等の確認を行ないます。
- ・ 各関係機関との連携を図り、地域との繋がりを大切に、障がい者・児等の意向や適正、障害の特性等に応じ、相談支援を効果的に行なうように努めます。

<特定相談支援事業（障がい者対象）>

- ・ 障がいのある方が、障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングの実施等（計画相談支援）を行ないます。

<障害児相談支援事業（障がい児対象）>

- ・ 障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援等）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングの実施等を行います。

◇サービス提供地域

- ・ 若狭町

◇利用計画

- ・ 障がい者： 31件（モニタリング：103件）
- ・ 障がい児： 1件（モニタリング：1件）

※「ピアカウンセリング」とは … 同じような立場の人によるカウンセリングのこと。

小規模多機能ホームみさき事業計画

◇ サービス提供についての運営方針

利用者様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練をおこなうことにより、利用様の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持ならびにご家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

職員は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮し、サービスを提供します。

◇ サービス提供地域

若狭町西浦地区

◇ 利用計画（登録定員 18名）

26年度登録計画 16名

| 要介護度 | 登録者 |
|------|-----|
| 要支援1 | 2 |
| 要支援2 | 5 |
| 要介護1 | 2 |
| 要介護2 | 2 |
| 要介護3 | 3 |
| 要介護4 | 2 |
| 要介護5 | 0 |